

( 別 紙 )

## 2016 年 4 月 1 日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料等の改定

(注) 2007 年 9 月 30 日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

### 1 前納払込保険料

2016 年 4 月 1 日から保険料の前納払込みをしていただく場合の前納払込保険料について、改定となります。

下表は、60 歳払込済定額型終身保険 1,000 万円に 20 歳でご加入いただいた男性（窓口払込み）が、保険料の前納払込みを行った場合の例です。

詳しくは、最寄りの郵便局の窓口、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンターまたはセールスパーソンへお尋ねください。

なお、各種利率は金利水準、金融情勢の変化およびその他の事情により決定されます。金利水準等が変動した場合、各種利率は変更されることがあります。

[月額保険料 15,900 円]

| 前納払込<br>年月数 | 前納払込保険料   |           | 増減率<br>(%) |
|-------------|-----------|-----------|------------|
|             | 改定後       | 改定前       |            |
| 3 月分        | 46,746 円  | 46,746 円  | 0.00       |
| 6 月分        | 93,015    | 93,015    | 0.00       |
| 1 年分        | 185,235   | 185,235   | 0.00       |
| 2 年分        | 370,311   | 370,311   | 0.00       |
| 5 年分        | 925,539   | 925,539   | 0.00       |
| 10 年分       | 1,843,923 | 1,840,584 | +0.18      |
| 15 年分       | 2,726,850 | 2,715,243 | +0.43      |
| 18 年分       | 3,226,269 | 3,207,507 | +0.58      |
| 20 年分       | 3,540,930 | 3,516,126 | +0.71      |

なお、1987 年 8 月 31 日以前の保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。

前納払込保険料は、[かんぽ生命 Web サイト](#)にて試算することができます。

### 2 配当利殖率

2016 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの、配当利殖率を下表のとおり改定いたします。

(年利率：%)

|       | 年ごとの効力発生応当日以前 | 年ごとの効力発生応当日後 |
|-------|---------------|--------------|
| 配当利殖率 | 0.16          | 0.10         |

(注) 財形保険、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4 月の月ごとの」に読み替えます。

### 3 契約者貸付利率

2016 年 4 月 1 日以降に保険契約者が契約者貸付を受けられる場合に適用する契約者貸付利率について、以下のとおり改定いたします。

(1) 契約者貸付利率（(2) 及び (3) を除く。）

（年 利 率：％）

| ご加入時期                                 |       | 貸付期間中の<br>契約者貸付利率 |         | 貸付期間経過後の<br>契約者貸付利率 |                |
|---------------------------------------|-------|-------------------|---------|---------------------|----------------|
|                                       |       | 改定後               | 〔 現 行 〕 | 改定後                 | 〔 現 行 〕        |
| 1998 年 9 月 1 日から<br>1999 年 3 月 31 日まで | 下記以外  | 2. 7 5            | 2. 7 5  | 2. 8 2 5 6 2 5      | 2. 8 2 5 6 2 5 |
|                                       | 一時払商品 | 2. 2 5            | 2. 5 0  | 2. 3 0 0 6 2 5      | 2. 5 6 2 5 0 0 |
| 1999 年 4 月 1 日から<br>2007 年 9 月 30 日まで |       | 2. 2 5            | 2. 5 0  | 2. 3 0 0 6 2 5      | 2. 5 6 2 5 0 0 |

（注） 表中にない時期については、改定いたしません。

(2) 貸付利率の特則に基づく契約者貸付利率  
改定いたしません。

(3) 非常取扱いを行う場合の契約者貸付利率  
改定いたしません。